



第3次消費者委員会委員名簿

(平成25年10月1日現在)

	阿久澤良造 (新)	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
(委員長代理)	石戸谷豊 (新)	弁護士
	岩田喜美枝 (新)	公益財団法人21世紀職業財団会長
(委員長)	河上正二 (再)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	齋藤憲道 (新)	同志社大学法学部・法学研究科教授
	高橋伸子 (新)	生活経済ジャーナリスト
	夏目智子 (再)	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	橋本智子 (新)	一般社団法人北海道消費者協会会長
	山本隆司 (新)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	唯根たえ子 (新)	公益社団法人日本消費生活 アドバイザー・コンサルタント協会理事

以上10名

- (注) 1. 阿久澤良造委員、石戸谷豊委員、河上正二委員は、衆・参の附帯決議の趣旨を踏まえ、常勤的に勤めることが可能になるように人選した委員である。
2. (新)は9月1日付で新任、(再)は9月1日付で再任を示す。

第3次消費者委員会 委員プロフィール

(五十音順・敬称略)

阿久澤 良造（日本獣医生命科学大学応用生命科学部長）



略 歴

昭和 49 年日本獣医畜産大学獣医畜産学部卒業。平成 4 年東京農工大学大学院連合農学研究科より博士（農学）の学位を取得。昭和 49 年小岩井農牧株式会社入社。昭和 56 年日本獣医畜産大学助手、平成元年同講師、平成 5 年同助教授、平成 11 年同教授等を経て、平成 18 年より現職。専門は食品科学、応用生物化学、畜産物利用学。消費者委員会臨時委員等を歴任。現在、農林物資規格調査会会長等を務める。主著に「乳肉卵の機能と利用」、「新編畜産ハンドブック」、「Bioactive components in milk and dairy products」等。

メッセージ

消費者委員会の委員を拝命するにあたり、極めて重要な役割を担うことへの責任の重大さを感じております。

私は、平成 22 年より消費者委員会臨時委員として食品表示部会にて貴重な経験をさせていただきました。そこにおいて実感しましたことは、立場による視点、考え方の違いはあれ、突き詰めればすべて消費者であるということです。長年「食」の生産から消費に至るまでを総合的に科学できる学生の育成、また、研究者として食品製造過程における素材の成分変化の解明に取り組んできました。真実への到達は、科学的根拠の提示が必須条件であり、ひいては公平性の裏付けにもなります。フードサイエンティストとして科学的根拠に視点をおき、食品関連課題を中心に精いっぱい取り組んでいく所存です。

石戸谷 豊（弁護士）



略 歴

昭和 49 年東北大学法学部卒業。昭和 51 年弁護士登録（横浜弁護士会所属、港共同法律事務所）。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長（平成 14、15 年度）。国民生活審議会臨時委員等を歴任。現在、金融庁金融トラブル連絡調整協議会委員、国民生活センター消費者判例情報評価委員会委員を務める。主著に「新・金融商品取引法ハンドブック」、「特定商取引法ハンドブック」（いずれも共著）等。

メッセージ

これまで、弁護士として消費者被害の救済や被害防止のための制度改善に取り組んできました。消費者委員としての活動することになりましたが、私にとってその原点は、次の 2 つです。

1 つ目は、消費者庁関連 3 法案の国会審議です。衆参両院のおよそ 90 時間に及ぶ集中審議を、ほぼ傍聴席から見守っていました。消費者庁と消費者委員会の創設、そして地方消費者行政を充実させようという超党派による熱い議論と超党派による合意は、活動の原点です。

2 つ目は、平成 20 年 6 月に閣議決定された「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」です。そこでは、冒頭で「安全安心な市場」「良質な市場」の実現こ

それが新たな公共的目標として位置付けられるものとなったとしています。そして、それが消費者・事業者双方にとって長期的な利益をもたらす唯一の道であると宣言しています。この宣言は、活動のもう一つの原点です。

以上を胸に抱きつつ、進んでいきます。どうぞよろしくお願いします。

岩田喜美枝（公益財団法人 21 世紀職業財団会長）



略 歴

昭和 46 年東京大学教養学部卒業。同年労働省（現厚生労働省）入省。平成 13 年同省雇用均等・児童家庭局長。同省退官後、平成 15 年株式会社資生堂入社。同社取締役執行役員、取締役常務を経て、平成 20 年代表取締役副社長、平成 24 年顧問。平成 24 年より現職。この間、国民生活審議会委員等を歴任。現在、男女共同参画会議議員、中央教育審議会臨時委員等を務める。

メッセージ

私は 30 年余の労働行政の経験の後、資生堂で約 10 年会社経営に従事しました。資生堂では、お客様センター、CSR（企業の社会的責任）、人事戦略、広報、宣伝制作等を担当しました。

資生堂での経験を通じて、消費者に安心していただけるよう品質管理に万全を期すことは企業にとってはリスク防止の観点から最優先すべき課題であること、さらには、消費者の声に耳を傾けそれを商品開発等に活かすことができれば企業価値向上につながることを確信しています。消費者委員会では、これまでの経験を活かし、企業経営など多様な視点で議論を深めることに貢献したいと思います。

また、消費者委員会は第 1 次、2 次とも多数の建議等を出し、その多くが各省の政策に反映されていますが、その事実が国民にはあまり知られていないと思います。消費者団体、経済団体、マスコミ等とのコミュニケーションをよくし、消費者委員会が何をしているかをしっかり見ていただくよう、広報活動にも取り組みたいと思います。

河上正二（東京大学大学院法学政治学研究科教授）



略 歴

昭和 50 年金沢大学法文学部卒業。昭和 57 年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了（法学博士）。同年千葉大学法経学部助手、昭和 59 年同助教授。平成 2 年東北大学法学部助教授、平成 5 年同教授、平成 12 年同大学大学院法学研究科教授。平成 20 年より現職。専門は民法、消費者法、医事法。法制審議会幹事、国民生活審議会専門委員、仙台市消費生活審議会委員等を歴任。現在、東京都消費生活対策審議会委員等を務める。主著に「民法総則講義」、「物権法講義」、「民法学入門」、「約款規制の法理」等。

メッセージ

第 2 次に引き続いて、第 3 次消費者委員会の委員長に選任されました。「何事も 3 代目が肝心」と言われますだけに、責任の重大さを痛感しております。微力ではありますが、全力を尽くす所存でございますので宜しくお願いいたします。現実に次から次へと生起する新たな個別問題への的

確な対処も重要ですが、消費者政策上の中長期的課題についても、じっくりと取り組んでいきたいと考えています。とはいえ、震災からの復旧・復興も道半ばですし、地方消費者行政の下支え、公共料金問題、食品表示関連問題、情報通信分野での消費者利益の保護、金融取引部門での取引適正化、消費者契約法の見直しなど、既に多くの課題が山積しております。できるところから、しっかりと解決に向けた道筋をつけていかねばなりません。特に、デフレ脱却に向けた経済成長戦略が声高に語られるようになった昨今においては、一般消費者の利益擁護のためのセーフティネットをきちんと用意することも、委員会の重要な使命の一つと心得ています。広範な間口を持ち、しかも影響力の大きな委員会ですから、大切に守り育てていきたいと考えています。

小さな所帯で、なかなか思うように作業の進まないのが現実かもしれませんが、消費者委員会の機能を十分に発揮できるように、他の委員の方々や事務局の方々と力を合わせて、精一杯努めたいと思いますので、応援を宜しくお願い致します。皆様からの温かいご指導、ご鞭撻、ご提言をお願いしたいと思います。

齋藤憲道（同志社大学法学部・法学研究科教授）



略歴

昭和 46 年東京大学法学部卒業。同年松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社。営業・経理・経営企画等を経て、平成 10 年同社法務本部法務部長、平成 20 年同社法務本部顧問。同社退職後、平成 21 年より現職。専門は消費者法・会社法・独占禁止法・知的財産法。国民生活審議会臨時委員、消費者委員会専門委員等を歴任。現在、消費者安全調査委員会臨時委員等を務める。主著に「消費者庁－消費者目線で新時代の経営を

創る」等。

メッセージ

私は、経済が発展し始める段階の中国、インドネシア、インドに行くことがしばしばあり、訪問先でよく第 2 次世界大戦直後の日本のヤミ市を連想しました。戦災の焼け跡に乱立したヤミ市では、多くの人々が食べ物や日用雑貨などの生活必需品を買い求め、物価統制令が機能せず、粗悪品も横行しました。そこは無秩序な空間ですが、生活のエネルギーが溢れています。各訪問先で、これと同じ空気を感じたのです。

その後、各国はそれぞれに経済発展し、国民の生活水準も上がりました。ただ、社会の価値観は生活様式や経済状況などによって異なるので、消費生活の水準や基準はさまざまです。

現在、物流や情報伝達の分野で地球規模のボーダーレス化が進んでいます。世界の市場動向が私たちの消費生活に大きな影響を与え、新技術や新製品が生活様式を一変させることも珍しくありません。

消費者政策の起案と運用には、こうした動きに対する感性が必要です。私は、常に、新鮮な消費者目線を持つよう心がけたいと思います。

高橋伸子（生活経済ジャーナリスト）



略歴

昭和 51 年お茶の水女子大学文教育学部卒業。同年株式会社主婦の友社入社。編集記者として勤務の後、昭和 61 年に独立。生活者の視点を重視したジャーナリスト活動を行う一方、株式会社東京証券取引所の社外取締役、株式会社ベネッセホールディングスの社外監査役等、コーポレート・ガバナンス推進の現場経験も積んでいる。国民生活審議会臨時委員、金融審議会委員、情報通信審議会委員、東京都消費生活対策審議会委員、神奈川県消費生活審議会委員等を歴任。現在、金融庁金融トラブル連絡調整協議会委員等を務める。

メッセージ

わが国で初めて、消費者の視点から政策の企画立案や推進を行う国の行政機関として消費者庁が誕生して 4 年。「小さく生んで、大きく育てる」という態勢でのスタートでしたが、消費者の期待に応えるためには、まだまだ足りないものがあると感じています。

私たち消費者委員会は、成長過程にある消費者庁はもとより関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する独立した第三者機関ですが、こちらも発展途上にあります。課題に優先順位をしっかりとつけて、消費者委員会ならではの活動に注力すべきと考えます。

一委員としては主に、市場の活性化が優先されて消費者政策が遅れをとった金融サービスおよび情報通信サービス分野に力を尽くす所存です。また、パブリックコメントをはじめ消費者の意見の反映が適切に行われているか、社会人向けの消費者教育がうまく動いているかなど、消費者市民社会のあるべき姿を意識して活動していくつもりです。どうぞよろしくお願いいたします。

夏目智子（全国地域婦人団体連絡協議会事務局長）



略歴

昭和 45 年法政大学社会学部卒業。平成 13 年 9 月 NPO 法人ふぁみりあネット設立・理事長。平成 14 年静岡県地域女性団体連絡協議会会長。平成 17 年全国地域婦人団体連絡協議会監査、平成 21 年より現職。現在、消費経済審議会委員、農林物資規格調査会委員を務める。

メッセージ

消費者庁、消費者委員会が発足し 5 年目に入りました。2 次委員会に携わらせていただき、消費者問題が如何に多岐にわたり、消費者トラブルが増加傾向にあるかを実感しています。私は、地域で暮らしをよくするための活動をしている団体の全国組織の事務局長として、地方の課題や声を届ける役目をいただいています。この 4 年間、「誰もがどこに住んでいても身近な窓口相談できる体制」の整備は進みつつありますが、地方消費者行政の温度差は歴然としており、財政措置を含めた充実は今後も大きな課題として取り組む必要があります。

2 次委員会からは、速やかな下部組織立ち上げや、さらに掘り下げた議論、これまでの建議等のフォローアップが引継事項と出されており、今後の審議が期待されています。消費者行政施策

の検証・評価・監視の大きな役割を果たしながらも、新たに発生する消費者問題へのセンサー機能を鋭敏に、「不正は許さない」という強い気持ちで委員の職責を果たしてまいります。

橋本智子（一般社団法人北海道消費者協会会長）



略 歴

昭和 55 年東北学院大学文学部卒。平成 14 年苫小牧消費者協会会長。平成 16 年社団法人北海道消費者協会副会長を経て、平成 20 年同協会会長。同協会の一般社団法人への移行に伴い、平成 24 年より現職。平成 20 年より北海道立消費生活センター所長を兼任。消費者委員会専門委員等を歴任。

メッセージ

北海道消費者協会は半世紀にわたって北海道の消費者運動の中核を担ってきました。現在は、北海道立消費生活センターの指定管理者として、地方消費者行政と協働の関係にあります。

消費者運動を行っている中で、消費者の視点に立ち、消費者行政を一元化した政府機関がほしいと願っていましたので、消費者庁・消費者委員会の発足は大変喜ばしいことでした。

消費者市民社会が早く実現するため、今までも「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制のあり方に関する検討会」や「公共料金等専門調査会」の委員として、地方に住む消費者としての意見を述べてきました。しかしながら、やり残した思いがたくさんあります。

今回第 3 次の消費者委員会において消費者が安全・安心して暮らせる消費者市民社会の確立に貢献できるように取り組んでいきたいと思っています。

山本隆司（東京大学大学院法学政治学研究科教授）



略 歴

昭和 63 年東京大学法学部卒業。同年東京大学法学部助手、平成 3 年同大学大学院法学政治学研究科助教授を経て、平成 16 年より現職。専門は行政法。国民生活審議会特別委員・臨時委員等を歴任。現在、電波監理審議会委員、交通政策審議会臨時委員等を務める。主著に「判例から探究する行政法」、「行政上の主観法と法関係」等。

メッセージ

東京大学で行政法の研究・教育に携わっています。これまで、消費者行政の組織・体制のあり方について、旧国民生活審議会および政府関係の懇談会の場で、あるいは著作を通じて、発言して参りました。

消費者行政に関しては、2 つのことが重要であると考えています。第 1 は、情報と情報技術を生かすことです。それには、行政機関、事業者、あるいは消費者自身が、必要な情報を、収集・分析・公表・利用できる体制を整えなければなりません。また逆に、情報技術により新たに生じている消費者問題に、対応する必要もあります。第 2 は、国、地方公共団体、そして行政機関相互、消費者（団体）、さらには事業者（団体）の間で、緊張感を伴う協働の関係を築くことです。誰もが直面する可能性のある消費者問題は、こうした協働の関係を築くために格好のテーマ

でもあると思います。

皆様のお力添えをいただきながら微力を尽くす所存ですので、よろしく願いいたします。

唯根妙子（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事）



略歴

昭和 52 年東邦大学理学部卒業。平成 4 年から平成 24 年まで東京都葛飾区消費生活センター、同港区立消費者センターにおいて消費生活相談員として勤務。平成 16 年より現職。鎌倉女子大学家政学部特任講師（消費者問題・生活経営）、適格消費者団体 NPO 法人消費者機構日本常任理事等を兼務。産業構造審議会臨時委員等を歴任。現在、内閣府独立行政法人評価委員会委員、日本工業標準調査会臨時委員等を務める。

メッセージ

行政の消費生活相談員の傍ら、活動として（公益社団法人）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（通称「NACS」）で消費者相談や毎年の 110 番開催を続けてきました。次々と現れる新卒の消費者被害や、消費者事故が発生しても置きざりにされる事態にどのような法改正・法規制が必要か等々、相談現場から被害の実態を訴え、法整備に寄与してきました。今は、集団的消費者被害回復に係る新訴訟制度の法成立にも、力を注いでいかなければなりません。

第 3 次消費者委員会の委員に任命され、多くの消費者の生の声を直接国政に届けられる機会を得ました。全国の NACS 会員が地域に根差し、消費者団体、事業者、行政等と情報交換、意見交換をしながら暮らしの安全・安心のために様々な活動を展開しています。「消費者基本法」は消費者の権利を高らかに謳いながら、その実現は道半ばです。各界の知見・行動力をばねに、安全・安心な消費者市民社会構築のために使命感を持って委員としての任務を努めてまいり所存です。

第3次消費者委員会 委員の選任理由

(五十音順・敬称略)

阿久澤良造（日本獣医生命科学大学応用生命科学部長）

食品科学等の専門家として、長年、食品の品質向上や安全確保等について研究を行ってきた。その豊富な知見を活かして、農林物資規格調査会の会長を務めているほか、第1次・第2次消費者委員会の臨時委員として食品表示部会の調査審議に参画し、多くの答申等の取りまとめに貢献した。

石戸谷豊（弁護士）

弁護士の立場から、長年にわたり消費者取引被害の救済に取り組むとともに、消費者取引に係る法令の解説書を多数執筆するなど、実務と理論の両面に通じている。消費者庁関連三法の国会審議に際しては、日本弁護士連合会消費者行政一元化推進本部事務局長として参考人を務めるなど、消費者行政一元化を後押ししてきたほか、その後も消費者行政の体制整備のあり方について積極的に発言している。

岩田喜美枝（公益財団法人21世紀職業財団会長）

株式会社資生堂の取締役執行役員、取締役常務、代表取締役副社長として、人事、CSR、環境、企業文化、お客さまセンター、広報、宣伝制作等を担当し、企業の社会的責任の明確化や事業者と消費者の信頼関係の向上に尽力してきた。国民生活審議会委員として、消費者・生活者を主役とした行政への転換の必要性を積極的に提唱した。

河上正二（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

民法、消費者法の専門家として、豊富な法律上の知識に加え、現実の消費者問題に広い知識と深い理解を有している。東京都と仙台市における消費者問題の審議会に参画するなど、地方の消費者問題にも強い関心を寄せている。第2次消費者委員会の委員長として、調査審議の円滑な運営や多くの建議等の取りまとめに貢献した。

齋藤憲道（同志社大学法学部・法学研究科教授）

松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）の法務部長として、国民生活審議会等の調査審議に参画し、各種の消費者法の立法過程に関与してきた。また、同社での製品安全問題への取組の経験などを踏まえ、第1次・第2次消費者委員会の専門委員として消費者安全行政の強化策について積極的に発言し、報告書の取りまとめに貢献した。

高橋伸子（生活経済ジャーナリスト）

生活経済ジャーナリストとして家計・金融・経済分野をきめ細かく取材してきた経験を基に、消費者・生活者を巡る問題について積極的に情報発信を行うとともに、消費者教育や裁判外紛争解決を推進している。国民生活審議会、金融審議会、情報通信審議会等の調査審議に参画し、消費者・生活者重視の政策立案を後押しした。

夏目智子（全国地域婦人団体連絡協議会事務局長）

全国にわたる地域女性団体連絡協議会の活動を通じて、くらしの安全・安心、消費者教育など、消費者問題に取り組んでいる。長年の活動で培われた現場感覚を生かしつつ、消費経済審議会、農林物資規格調査会等で活躍している。第2次消費者委員会の委員として、調査審議の充実や多くの建議等の取りまとめに貢献した。

橋本智子（一般社団法人北海道消費者協会会長）

北海道の代表的消費者団体である北海道消費者協会の会長として、地域における消費生活リーダーの育成や消費生活に関する知識の啓発・普及等を推進するとともに、同協会が指定管理者として管理・運営を担う北海道立消費生活センターの所長として、地方消費者行政の実務の一翼を担っている。また、第1次・第2次消費者委員会の専門委員等として、各種の消費者問題や国や地方の消費者行政の体制整備のあり方について積極的に発言している。

山本隆司（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

行政法の専門家として、国民生活審議会をはじめ各種の審議会等の調査審議に参画し、理論と現実の行政運営の橋渡しに尽力してきたほか、その豊富な知見を活かし、消費者行政の体制整備のあり方について積極的に発言している。

唯根妙子（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事）

長年にわたる消費生活相談員としての経験を通じて、消費者問題の実態や対処方法等について豊富な知見を有している。現在は、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の理事等として、消費者トラブルの解決や消費者啓発、相談員の育成・交流等の活動を積極的に行っている。